

問い合わせ先	
(ふるさと納税制度について) 担当課 財政局 財政部 資金課	(児童養護施設について) 担当課 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課
直 通 072-228-7191 内 線 2510 F A X 072-228-7856	直 通 072-228-7331 内 線 3330 F A X 072-228-8341

## 堺市ふるさと応援寄附金を活用した 児童養護施設で暮らす子どもへの支援を開始します

児童養護施設では、保護者のいない子や保護者の健康上・経済上の理由、もしくは家庭環境の問題などにより、保護者のもとで生活ができない子どもたち（概ね2歳から18歳）が暮らしています。

このたび、同施設で暮らす子どもたちへの支援として、ふるさと納税による支援を下記のとおり募集します。

### 記

#### 【支援の内容】

- 堺市ふるさと応援寄附金の新たな寄附募集メニューとして「児童養護施設で暮らす子どもへの支援」を創設します。
- 寄附者に返礼品を辞退していただく代わりに、その相当額を施設へお渡しいたします。
- 施設では、子どもたちのニーズに合った品物の購入などに活用いただき、活用実績を寄附者の方へ報告する予定です。

※令和2年5月1日より募集を開始します。

※ふるさと納税制度による税額控除を受けることができます。

※堺市内外在住のいずれの方も対象とします。

【イメージ図】

